＜様式２－２＞

受 入 承 諾 書

（受入研究機関の変更）

|  |  |
| --- | --- |
| 採用年度 |  |
| 資　　格 | PD RPD DC2 DC1 |
| 年度受付番号 |  |

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本学術振興会理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 研究機関長

職名・氏名

受入研究者

部局・職名

氏名

　下記の者が当機関で研究に従事すること、及び採用中断による採用期間の延長があった場合についても、当該延長後の採用期間を新たな受入期間とみなし、当機関で研究に従事することを承諾します。（※１）

また、下記の者の受入研究者となること、及び採用中断による採用期間の延長があった場合についても、当該延長後の採用期間を新たな受入期間とみなし、下記の者の受入研究者となることを承諾します。（※１）

　更に、特別研究員の受入れについて責任を持ち、次の事項について承諾します。

１．特別研究員に「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項（※２）を遵守するよう指導し、特別研究員が本会へ提出する報告書等について確認すること。

２．特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム・メールアカウント）等の利用について、受入環境を整備し、機関内規則等に基づき指導すること。

３．特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき指導すること。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をすること。（※３）

４．その他機関内規則等に定められた遵守事項について指導すること。

５．特別研究員が研究活動に従事していない状況がある場合には、速やかに所属機関の事務担当者を通じて本会へ連絡すること。

６. 特別研究員PD・RPD・DCが科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）において、特別研究員奨励費以外で応募可能な研究種目へ研究代表者及び研究分担者としての応募や研究分担者への参画の希望があった場合、研究機関において応募要件を満たしているか確認した上で、「科研費」の応募資格を付与すること。

７．特別研究員に研究上の不正行為の疑義に関る事案が発生した場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（H26.8.26文部科学大臣決定）に準じて、受入研究機関において、調査（予備調査、本調査）等を行うこと。

８．受入研究者は、年度ごと及び採用終了後（中途辞退後を含む。）に「研究報告書【受入研究者用】」を提出すること。機関は、当該報告書が提出されない場合には、受入研究者に提出を指導すること。

（※１）当機関が、独立行政法人日本学術振興会が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「雇用支援事業」という。）により特別研究員－PD・RPDを雇用する場合（以下、この承諾書において受入研究機関で雇用する特別研究員－PD・RPDを「雇用PD等」という。）、当該雇用PD等に係る「採用中断による採用期間の延長」の取扱いについては、この限りではない。

（※２）雇用PD等においては、「日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引」により定められた事項。

（※３）雇用PD等については、当機関の就業規則等、機関内規則等に基づき適切に取り扱うものとする。

記

特別研究員の登録名：

所属部局（研究科等）：

研究課題：

受入期間：令和　　年　　月　　日　　　～　　　令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 【受入研究機関の事務局が確認（チェック）してください。】  受入研究者（変更後）の承認　　：承認済  受入研究機関長（変更後）の承認：承認済 |

■変更後受入研究機関事務局　問合せ先（受入研究機関の事務局にて記載ください）

機関名・部署名：

メールアドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

（注）

①　研究課題を変更することはできません（特別研究員申請時の研究課題を記載してください）。

②　特別研究員の受入研究者は、特別研究員等審査会審査委員の候補者となり、委嘱をお願いすることがありますのでご承知置きください。依頼する場合は、改めて文書でお知らせいたします。

③　受入期間は、採用期間ではありません。変更後の受入研究機関における受入期間（研究期間）となります。